

○笛吹市入札保証金等取扱規程

平成21年3月30日

訓令第5号

改正 平成29年9月11日訓令第14号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7第1項及び笛吹市財務規則(平成29年笛吹市規則第8号。以下「財務規則」という。)第153条の規定に基づき、一般競争入札における入札参加者に入札保証金の納付を求めた場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手続きに関しては、この限りではない。

(入札保証金の納付)

第2条 市長は、入札参加者に対して、その見積る入札金額(ここでいう入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を加えたもの。以下同じ。)の100分の5以上の入札保証金の納付を求めるときは、その納付期限及び納付方法は入札公告等で指示するものとする。ただし、次の第1号に掲げるいずれかの提供があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保として取扱い、第2号に掲げるいずれかの提供があった場合は、入札保証金の納付を免除するものとし、その提出期限及び提出方法は入札公告等で指示するものとする。

(1) 入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとなる場合

ア 国債又は地方債若しくは政府保証債券(以下「国債等」という。)の提供

イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関(以下「金融機関等」という。)の入札保証

(2) 入札保証金の納付が免除となる場合

ア 保険会社との入札保証保険契約の締結

イ 金融機関等との契約保証の予約

ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との契約保証の予約

(入札保証金等に係る取扱い)

第3条 市長は、入札保証金の納付又は前条第1号若しくは第2号に該当する場合の書類等の提出がなされなかった入札参加者については、当該入札への参加を認めないものとする。

2 入札保証金の現金納付についての取扱いは次に掲げるとおりとする。

(1) 市長は、入札参加者が入札保証金を現金で納付する場合は、納入通知書兼領収証書

発行申出書(様式第1号)により申出を受け、納入通知書兼領収証書(財務規則様式第53号)を発行するものとする。

(2) 入札参加者は、入札保証金を納入通知書兼領収証書により笛吹市指定金融機関又は笛吹市収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に納付し、その領収証書の写しを入札保証関係提出書(様式第2号。以下「提出書」という。)に添付したうえで提出するものとする。

(3) 市長は、提出された領収証書の写しを保管し、開札した後に入札金額の100分の5以上であるかを確認するものとする。

(4) 入札保証金を直接現金で受領することは、原則として行わないものとする。

3 入札保証金に代わる担保としての国債等についての取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 担保として提供されるものは、当分の間は利付国債だけに限るものとする。

(2) 市長は、入札参加者が国債等を提供する場合は、入札金額の100分の5以上の額面の国債等を、保管有価証券納付書発行申出書(様式第3号)により申出を受け、保管有価証券納付書(様式第4号)により会計管理者に納付させるものとする。

(3) 会計管理者は、これを収納し、入札参加者に保管有価証券預り書(様式第5号。以下「預り書」という。)を交付するものとする。

(4) 入札参加者は、預り書の写しを提出書に添付したうえで提出するものとする。

(5) 市長は、提出された預り書の写しを保管し、開札した後に入札金額の100分の5以上であるかを確認するものとする。

4 入札保証金に代わる担保としての金融機関等の保証についての取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が確実に認める金融機関とは、原則として指定金融機関等とする。

(2) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の保証金額である保証書を提出書に添付したうえで提出するものとする。

(3) 市長は、入札参加者から保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載され、誤りがないかを確認するものとする。

ア 名宛人が市長であること。

イ 保証人が金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 保証委託者が入札参加者であること。

エ 保証に係る工事の工事名(設計業務等委託契約の場合にあっては、業務名。以下同じ。)が入札公告に記載の工事名と同一であること。

オ 保証委託者が契約を結ばないことによる損害金の支払いを保証する旨の文言があること。

カ 保証債務の内容が、保証委託者が契約を結ばない場合の損害金の支払いであること。

キ 保証期間が、書類の提出日から入札公告で定める日までを含むものであること。

ク 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

(4) 市長は、保証書を保管し、開札した後に入札金額の100分の5以上であるかを確認するものとする。

5 入札保証金の納付を免除する入札保証保険についての取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険であり、入札参加者は、定額てん補方式を申し込むものとする。

(2) 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の保証金額である入札保証保険に係る証券(以下「保険証券」という。)を提出書に添付したうえで提出するものとする。

(3) 市長は、入札参加者から保険証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載され、誤りがないかを確認するものとする。

ア 被保険者が市長であること。

イ 保険会社の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。

ウ 保険契約者が入札参加者であること。

エ 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。

オ 保険期間が、書類の提出日から入札公告で定める日までを含むものであること。

カ 入札保証保険の普通保険約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保険契約を締結した旨の記載があること。

(4) 市長は、保険証券を保管し、開札した後に入札金額の100分の5以上であるかを確認するものとする。

6 入札保証金の納付を免除する金融機関等又は保証事業会社の契約保証の予約についての取扱いは、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札参加者は、契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額以上又は保証金額が入札金額の100分の10以上である契約保証の予約証書(以下「予約証書」という。)を提出書に添付したうえで提出するものとする。

(2) 市長は、入札参加者から予約証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載され、誤りがないかを確認するものとする。

- ア 名宛人が市長であること。
- イ 金融機関等又は保証事業会社の記名押印(印刷済みのものを含む。)があること。
- ウ 予約契約者が入札参加者であること。
- エ 契約の内容としての工事名が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- オ 金融機関等又は保証事業会社と予約契約者との間に契約保証の予約を行ったことを証する旨の記載があること。
- カ 予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。
- キ 予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。

(3) 市長は、予約証書を保管し、開札した後に契約希望金額が入札金額以上若しくは入札金額の100分の10以上であることを確認するものとする。

(額の変更の取扱い)

第4条 入札保証金の額は、納付後の変更を認めないものとする。

2 国債等の額、入札保証の保証金額、保険証券の保険金額、予約保証の契約希望金額若しくは保証金額は、提出後の変更を認めないものとする。

(保証期間の不足時の取扱い)

第5条 市長は、入札の延期又は落札決定の保留等により、金融機関等の保証期間が契約を締結する見込みの期日(以下「契約締結見込日」という。)を含まなくなるときは、入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から市長が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が交付する変更保証書の提出を求めるものとする。

2 入札参加者は、変更保証書を提出書に添付したうえで提出するものとする。

3 市長は、入札参加者から変更保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項が記載され、誤りがないかを確認するものとする。

- ア 名宛人が市長であること。
- イ 保証人が金融機関等であり、押印(印刷済みのものを含む。)があること。
- ウ 保証委託者が入札参加者であること。
- エ 保証に係る工事の工事名(設計業務等委託契約の場合にあつては、業務名。以下同じ。)が入札公告に記載の工事名と同一であること。
- オ 保証期間を変更する旨の記載があること。
- カ 変更後の保証期間に変更保証書の提出日から新たな契約締結見込日までが含まれ

ていること。

キ 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

4 市長は、入札参加者に受領書を交付し、変更保証書を保管し、開札した後に入札金額の100分の5以上であるかを確認するものとする。

(入札保証金が未納付又は入札保証に係る書類が未提出若しくは不備があるときの取扱い)

第6条 入札保証金が未納付又は入札保証に係る書類が未提出若しくは不備があるときの取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札保証金が未納付の入札は、無効とする。
- (2) 第2条第1号又は第2号に掲げる入札保証に係る書類が未提出の入札は、無効とする。
- (3) 次の表に掲げるいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。ただし、軽微な誤記・脱字等であるときには、注意を行い無効としないことができるものとする。

1 未納付であると認められる場合 (未納付であると同視できる場合を含む。)	(1)	入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の入札の入札保証金である場合
	(3)	入札保証金が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証金の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
	(4)	白紙である場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札件名に誤りがある場合
	(3)	納付者名に誤りがある場合
4 その他未納付又は書類に不備がある場合		

(入札保証金等の落札決定時の取扱い)

第7条 入札保証金等は、次の方法により落札決定後に返納するものとする。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した後に返納するものとする。

(1) 入札保証金

ア 入札参加者は、保証金返納請求書(様式第6号。以下「返納請求書」という。)を市長に提出するものとする。

イ 市長は、返納請求書を受理したときはすみやかに返納手続を行うものとする。

ウ 落札者は、契約書の提出時に返納請求書を提出するものとする。

エ 市長は、必要があると認める場合には、落札者の入札保証金充当承諾書(財務規則様式第85号)により契約保証金の一部に充当することができるものとする。

(2) 国債等

ア 入札参加者は、保管有価証券還付請求書(様式第7号。以下「還付請求書」という。)に預り書を添付して市長に提出するものとする。

イ 市長は、還付請求書を受理したときは、速やかに還付手続を行うものとする。

ウ 落札者は、契約書の提出時に還付請求書を提出するものとする。

(3) 金融機関等による入札保証

ア 入札参加者は、保証書返還請求書(様式第8号。以下「返還請求書」という。)を市長に提出するものとする。

イ 市長は、返還請求書を受理したときは、保管している保証書(保証期間を変更した場合の変更保証書を含む。)を、入札参加者を經由して金融機関等に返還するものとする。なお、入札参加者に保証書を返還するときには、入札参加者から「保証書に係る受領書」(様式第9号。以下「受領書」という。)を提出させるものとする。

ウ 落札者は、契約書の提出時に返還請求書を提出するものとする。

エ 市長は、受領書及び保証書の写しを入札書と一緒に保管するものとする。

(4) 保険証券及び予約証書

ア 市長は、保険証券及び予約証書をそのまま入札書とともに保管するものとする。

イ 市長は、落札者に係る保険証券及び予約証書については、契約締結後にそのまま入札書とともに保管するものとする。

(落札者が契約を結ばない場合の取扱い)

第8条 落札者が契約を結ばない場合の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 入札保証金及び国債等についての取扱い

落札者が契約を結ばない場合、返納しないものとする。

(2) 入札保証保険及び金融機関等による入札保証についての取扱い

落札者が契約を結ばない場合、その契約の定めに従って保険金又は保証金を、保険会社又は金融機関等に請求するものとする。

(3) 契約保証の予約についての取扱い

落札者が契約を結ばない場合、その者の入札金額の100分の5の額を落札者に対し損害賠償として請求するものとする。

(費用の負担)

第9条 入札保証金の納付又は入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(秘密の保持)

第10条 入札保証金の納付及び書類等については、落札者の決定まで、秘密の保持に十分注意することとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の笛吹市入札保証金等取扱規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。